

小江戸蔵里(川越市産業観光館)

広場貸し出し区画の施設利用について

1.催事内容に関して

- ・原則として、広場はオープンスペースであることを考慮し、特に一般利用者の快適性を損なわないこととする。
- ・川越市産業観光館の広場を使用して実施するにふさわしい催し物とする。

【禁止事項】

- ① 音出し。
- ② 公共の福祉を害する催し物。(良俗公序に反する催し、政治目的及び宗教勧誘など)
- ③ 施設の設置の目的(市民と観光旅行者の交流を促進する)に反する催し物。
- ④ 管理運営上、支障がある催し物。
- ⑤ 危険と思われる(刃物・火器)ものを使用した催し物。
- ⑥ 風紀を乱す催し物。
- ⑦ その他一般利用として相応しくない催し物。

2.場所に関して

- ・山車蔵脇のスペース(80㎡) + 明治蔵入口右手(10㎡)の計90㎡とする。
※利用可能範囲については別紙のとおり

3.利用に関して

- ・使用後は、原則使用前と同状態(原状復帰)にする。
(使用時の汚れ防止策をとる、清掃をする、ごみを持ち帰る、テーブルを元に戻す等。)
- ・使用時間は午前9時から午後4時までとする。(設営及び撤去時間も含む)
- ・物販を伴う場合は事前に出品内容を明示し、施設の承認を受けた物のみ販売を可能とする。
- ・日程に関し、市内行事等で変更または中止の場合は別途協議する。
- ・使用可能な電源は、100V電源×2口(上限1500W)とする。

4.食品関係の出品に関して

- ・食品衛生管理責任者、またはそれに準ずる資格を有することを必要とする。
- ・食品営業許可証、またはそれに準ずる資格を有することを必要とする。
- ・PL保険(生産物賠償責任保険)、またはそれに準ずる保険に加入することを必要とする。
- ・臨時営業許可(川越市保健所)申請を行ったうえ、実施することとする。
- ・事前にメニュー(価格含む)リストを明示し、施設の承認を受けた物のみ販売できるものとする。
※リストの未提出及び未記載商品の当日の販売は禁止とする。

5.料金・貸与物に関して

- ・広場の利用料金は小江戸蔵里『広場規程』に準じ、徴収する。

非営利 1,890円 営利 3,150円

※区域内=利用者居住地（団体所在地）が川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町の場合)は減免あり

※営利目的=物品の販売、入場料や参加料を伴う興行その他の営業行為を目的として利用する場合

・必ず利用日の一か月前までに使用料の支払いを窓口で行うこととする。

- ・利用者都合により、催事が開催できない場合でも使用料の払い戻しは行わないものとする。
- ・広場貸し出し区画の施設貸出可能備品は、原則無しとする。
- ・利用者の希望により施設所有備品の貸出も可能とする。貸出料金に関しては、以下の表のとおりとする。(利用する場合には、数量含め事前確認を必要とする)

貸出品（貸出可能数）	規格	金額（1点につき）
組立式タープテント（1張り）	250cm×250cm	1,080円
テーブル（8台）	180cm×70cm	540円
長机（10台）	180cm×45cm	540円
パイプ椅子（20脚程度）		216円

※価格は税込表示

6.その他

- ・駐車場の利用は原則不可とする。
(搬入搬出時に限り、バス等の予約が入っていない場合は可能とする。)
- ・イベントチラシを作成する場合には、印刷前に施設の確認をとるものとする。
- ・これらの全ての項目に関して違反があった場合には、利用途中であっても中止できるものとする。
※規定詳細は小江戸蔵里ホームページ内(展示蔵)「ご利用上の注意」を確認し、催事を行うこと。
- ・利用者の責により生じた事故や損害賠償については、利用者が負うものとする。